

議員提出議案第6号

議案第59号 令和2年度守谷市一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年6月16日 提出

守谷市議会

議長 高橋 典久 様

提出者 総務教育常任委員会  
委員長 長谷川 信市

令和 年 月 日 原案 決

議案第59号 令和2年度守谷市一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議

議案第59号 令和2年度守谷市一般会計補正予算（第3号）における感染症予防対策としての備品購入に当たっては、下記の点を履行するよう求める。

記

新型コロナウイルス感染症予防対策として、購入する次亜塩素酸水を伴う製品については、その有効性及び安全性が確認されるまで予算の執行は行わないこと。

また、製品の有効性及び安全性が確認されない場合は、製品の見直しも含め、議会に対し十分な説明をした上で予算を執行するよう求める。

以上、附帯決議する。

令和2年6月16日

茨城県守谷市議会

## 提案理由（議員提出議案第6号）

提案の理由を申し上げます。

今定例月議会に提案されています「議案第59号 令和2年度守谷市一般会計補正予算(第3号)」における新型コロナウイルス感染症予防対策に係る備品購入については、学校等の施設の衛生環境の向上を図るものであります。

しかしながら、次亜塩素酸水の噴霧器の使用については、その有効性及び安全性は明確になっているとは言えず、児童生徒等の健康に害を及ぼすことがないように十分に配慮する必要があります。

以上のことから、当該事業執行に当たっては、決議で述べた点を履行するように求めるものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。